

筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）

この要領は、筑紫野市（以下、「市」という。）が実施する「筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託」に係る事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式の実施について必要な事項を定めるものである。

1 委託する業務内容等

- (1) 委託業務名 筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約上限額 1,735,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約までの全体スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 参加募集開始 | 令和8年 5月 8日（金） |
| (2) 参加申込書、質問書提出期限 | 令和8年 5月22日（金） |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 令和8年 5月25日（月） |
| (4) 参加資格確認結果通知書送付 | 令和8年 5月25日（月） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年 6月 5日（金） |
| (6) 企画提案書プレゼンテーション | 令和8年 6月18日（木） |
| (7) プロポーザル選定結果通知書送付 | 令和8年 6月22日（月）以降 |
| (8) 委託業務開始 | 令和8年 7月 1日（水） |

※応募状況その他事情により日程が変更する場合がある。

3 参加資格

事業の主旨と内容を十分理解し、仕様書及び提案内容の確実な実施、並びに当該事業の普及促進に協力することが可能な者を対象とする。また併せて以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 福岡県内に本店若しくは支店、営業所を有する法人であること。
- (2) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (3) 予算、決算、事業報告等を的確に行っていること。
- (4) 当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (7) 筑紫野市契約事務規則（平成4年規則第10号）に基づく競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者にあつては、指名停止期間中でないこと。また、名簿搭載者以外の者にあつては、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年規則第38号）の措置要件に該当していないこと。
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

いこと。

- (9) 本業務委託の内容を十分に理解したうえで、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じ、円滑に業務を遂行すること。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

4 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 事業者概要（様式 2）
- ウ 定款の写し
- エ 暴力団排除に関する誓約書（様式 3-1）
- オ 役員名簿（様式 3-2）
- カ 直近の事業計画表、直近 1 年間の事業報告書及び決算時の財務表
- キ 最新の法人登記簿（3 カ月以内、写し可）
- ク 印鑑証明書の写し（3 カ月以内、写し可）
- ケ 納税証明書（3 カ月以内、写し可）

※申請書類の記載事項の基準日は、令和 8 年 5 月 8 日とします。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 22 日（金） 午後 5 時

(3) 提出先

〒818-8686

福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号 筑紫野市 健康福祉部 保護課 保護 2 担当

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

※郵送の場合は簡易書留とし、上記提出期限必着とする。

(5) 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 4）を提出すること。

5 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問は、質問書（様式5）を電子メールに添付のうえ「(3) 提出先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問提出期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年 5月22日（金） 午後5時

(3) 提出先

筑紫野市 健康福祉部 保護課 保護2担当 (hogo@city.chikushino.fukuoka.jp)

(4) 回答方法

令和8年 5月25日（月）までに、全ての質問に対する回答を参加申込書を提出した全事業者へ電子メールで送信する。

6 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知書にて参加資格を得た者は、企画提出書を提出すること。なお、企画提案書については、A4判縦長、横書きの任意様式とし、使用するフォントのサイズは、11ポイント以上、ページ数は30枚以内（両面印刷の場合は15枚以内）とする。

また、企画提案書の作成にあたっては、「(2) 企画提案書に盛り込む内容」を参考に、絵や図表を用いて分かりやすく記載すること。

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書 正本1部及び副本8部

※正本には使用印鑑を捺印し、副本は正本の写しを用いること。

(2) 企画提案書に盛り込む内容

ア 基本理念・基本方針について

子ども学習支援事業に取り込む基本理念・基本方針について述べること。

イ 生活困窮者自立支援制度に対する考え方について

生活困窮者自立支援制度に対する考え方、また子どもの学習支援事業に係る業務の流れについて述べること。

ウ 業務内容の実施方法について

以下のa～eについて、具体的に述べること。

a 実施方法

b 子ども学習支援に対する知識や学習指導能力

c 個別支援の実施方法

d 支援対象者に対する理解及び取り組み姿勢

e 筑紫女学園大学及びボランティアとの連携・支援

エ 関係機関・団体等との連携・協力体制について

関係機関・団体等及び自立相談支援機関等との連携・協力体制をどのように整えるか述べること。

- オ 相談対応体制について
配置要員の員数等について述べること。
- カ 法人の事業実施体制について
業務遂行について、法人としての体制、及び配置する要員のフォロー等について述べるこ
と。
- キ 苦情処理について
支援対象者、関係者又はその他の団体等からの苦情に対しての解決方法、処理体制につい
て述べること。
- ク 管理運営体制について
個人情報の管理、取扱・契約等の各種事務、経理事務の体制等について述べること。
- ケ 事業実績について
類似事業の実績について具体的に述べること。
- コ 事業見積もり
子ども学習支援事業について、内訳が分かるように見積もり額を示すこと。
- サ その他の提案やアピール事項について
事業を円滑に運営するための具体的な運営計画、事業効果を高めるための方策、独自の提
案等があれば述べること。

(3) 企画提案の留意事項

- ア 企画提案にあたっては、本実施要領及び別紙「筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託仕
様書」を熟読し、それらを遵守すること。
- イ 1 事業者につき 1 提案とし、複数の提案書が提出された場合は失格とする。
- ウ 提出期限を過ぎた後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- エ 提出書類は返却しない。
- オ 本企画提案に係る一切の費用については、すべて各提案者の負担とする。
- カ 以下のいずれかに該当する企画提案は無効とし、失格とすることがある。
 - a 虚偽の記載があった場合
 - b 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合
 - c 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - d 本実施要領及び業務説明資料の記載内容、条件等を満たしていない場合
- キ 提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要
に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

(4) 提出期限

令和 8 年 6 月 5 日（金） 午後 5 時必着

(5) 提出先

〒818-8686

福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号 筑紫野市 健康福祉部 保護課 保護 2 担当

(6) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は簡易書留とし、上記提出期限必着とする。

7 プレゼンテーション

企画提案書を提出した事業者に対して、プレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーションは原則として提案書に記載した実施体制における統括責任者又は主たる業務担当候補者が出席すること。

(1) 日時

令和8年 6月18日(木)

(2) 場所

筑紫野市役所 2階 会議室

(3) 方法

ア 市は提案内容に関して20分以内で説明を受け、10分程度質疑応答を実施する。

イ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順(受付順)とする。なおプレゼンテーション開始予定時刻と集合時刻は別途通知する。

ウ 提案者が1者でもプレゼンテーションは実施する。

エ 機材が必要な場合は事前に申し出ること。

※プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、PC等必要な機材は提案者が準備すること。

(4) 選定結果通知

結果通知日は令和8年 6月22日(月)以降に全ての提案事業者に送付する。なお、選定の評価結果については公開しないものとし、結果に対する異議は受け付けない。

(5) その他

日程、場所については、市の都合で変更する必要があるため、参加資格確認結果通知書で確認すること。

8 選定方法

筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託選定要領により設置された選定委員会において選定するものとし、企画提案項目ごとに評価を行い、総合点の優れた順に優先順位をつけ、最も優れた提案事業者を受託候補者とするが、総合点が満点の6割に達しない場合は、受託候補者として選定しないものとする。また、提案者が1者の場合及び最高総合点獲得者が2者以上ある場合の受託候補者の選定は、次のとおりとする。

(1) 提案者が1者の場合

総合点が、満点の8割以上となった場合に限り、受託候補者として選定する。

(2) 最高総合点獲得者が2者以上ある場合

委員長の総合点数が優れた者を受託候補として選定する。

9 本業務に関する留意点

- (1) 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において複製を作成する。
- (3) 提出された書類の情報公開請求があった場合は、筑紫野市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号）に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとする。
- (4) 業務開始後、作成された報告書等の製作物の著作権は市に帰属する。

10 受託候補者選定後の手続等

(1) 受託候補者との協議

受託候補者となった者と、事業の細目について協議を行う。この場合、必要に応じて受託候補者の提案に対し、提案内容の主旨を変更しない範囲において、修正を求めることができる。

なお、受託候補者との協議が整わない場合は、選定委員会で次点となった応募者を受託候補者として、協議を行うこととする。

(2) 委託契約の締結

受託候補者と、事業の詳細内容、契約金額等双方が合意した後、委託契約の上限額内で随意契約を締結する。

11 瑕疵がある場合

提出書類等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。また、その瑕疵が重大又は悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消すことがある。

12 問い合わせ先

〒818-8686

福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号 筑紫野市 健康福祉部 保護課 保護 2 担当 山内

電 話 : 092-923-1111 (内線 446)

F A X : 092-923-1734

E-mail : hogo@city.chikushino.fukuoka.jp